

議案第 83 号

三田市新三田駅周辺まちづくり促進条例の制定について

三田市新三田駅周辺まちづくり促進条例を次のとおり定める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市新三田駅周辺まちづくり促進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、新三田駅周辺地域における交通結節機能にサービス・利便機能を付加した生活拠点区域の形成に資するため、固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、三田市福島土地区画整理事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、もって市民生活の利便の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仮換地 事業の施行地区内において土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第98条第1項の規定による指定がなされた土地をいう。
- (2) 従前の土地 事業の施行地区内において仮換地が指定される前の土地、仮換地が指定された当該仮換地に対応する土地又は法第90条の規定による換地を定めない土地をいう。
- (3) 施行者 法に基づき事業を施行する者をいう。

#### (固定資産税及び都市計画税の課税免除)

第3条 市長は、使用し、又は収益することができないと認定した従前の土地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)第61条及び第62条の規定により算出された固定資産税額並びに三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）第2条及び第3条の規定により算出された都市計画税額の課税を免除するものとする。

2 前項の課税免除にあつては、施行者が事業の用に供する目的で、従前の土地の使用又は収益を停止した日の属する月の翌月から当該従前の土地に対応する仮換地の使用又は収益の開始を指定した日の属する月までの間に、納期の末日が到来する固定資産税及び都市計画税の課税を免除するものとする。

#### (課税免除の手続)

第4条 前条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところに

より申請書を市長に提出しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、施行者が課税免除の対象となっている従前の土地に対応する仮換地の使用又は収益の開始を指定する前に、当該従前の土地若しくは仮換地の使用又は収益が開始された場合において、使用又は収益が開始された日の属する月の翌月以降に納期の末日が到来する当該従前の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除を取り消すものとする。

(報告又は調査)

第6条 市長は、第3条の規定により課税免除を受けた者及び施行者に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。